

袋井市福祉総合システム標準化・共通化に係る
情報提供依頼（R F I）

令和8年3月
袋井市
企画部デジタル政策課

1. 本 RFI の目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、袋井市における標準準拠システムへの移行に向け、標準化対象 20 業務のうち障害者福祉、児童扶養手当、子ども・子育て支援及び関連システム（以下まとめて「福祉総合システム」とする）について、袋井市に対するシステムの提供意向、対応方針等を把握することを目的として、情報提供依頼を実施するものです。

2. 本 RFI の対象範囲

ガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行及び運用保守
関連システム（標準化対象外業務）の移行及び運用保守
ガバメントクラウド運用管理補助

3. 袋井市の現状

本市においては、標準化対象業務のうち住民記録を含む 17 業務について令和 7 年度中に標準準拠システムが稼働いたします。

残り 3 業務の障害者福祉、児童扶養手当、子ども・子育て支援は、特定移行支援システム該当見込みであり、令和 8 年度以降に標準準拠システムに対応いたします。福祉総合システムの移行に向けて、提供時期、導入経費、運用経費、関連システムの対応等について情報提供いただき、確実な福祉総合システムの移行を進めるため RFI を実施いたします。

なお、現行の福祉総合システムは以下となっています。

構築ベンダー：日本電気株式会社

システム名称：福祉総合システム「GPRIME」

運用方法：オンプレミス

標準化対象業務

障害者福祉（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（更生医療・精神通院）、補装具、障害者手当、特別児童扶養手当、障害児通所支援）児童扶養手当、子ども・子育て支援
--

標準化対象外業務（関連システム）

汎用台帳管理（※）、重度心身障害者医療費助成、日常生活用具給付、ひとり親家庭等医療費助成（母子家庭等医療助成）、こども医療費助成
--

※上記汎用台帳で管理している事業

重症心身障害児童扶養手当、精神障害者医療費助成、在宅/通所サービス利用者負担金助成事業、日中一時支援事業、外出介護支援事業、住宅改造助成事業、ライフサポート事業
--

他システム連携

連携名称	連携元	連携先	内容
介護連携	介護保険	福祉総合システム	被保険者情報 要介護認定情報 介護保険資格 高額給付情報
国保連携	国民健康保険	福祉総合システム	国保被保険者資格
税連携	個人住民税	福祉総合システム	個人住民税課税情報
住記連携	住民基本台帳	福祉総合システム	住民情報（個人番号あり）
副本連携	福祉総合システム	団体内統合宛名	副本

4. 情報提供を依頼したい内容

標準仕様書に準拠して開発した福祉総合システムについて、提供時期等スケジュールや費用等に関する事項を「様式 2 袋井市福祉総合システム標準化・共通化に係る情報提供依頼（RFI）照会事項回答票」により、回答してください。

また、回答予定のシステムについて、提供可能な資料がありましたら併せて提供してください。

5. スケジュール

令和8年3月 2日（月） RFI・質問 受付開始

令和8年3月 23日（月） 質問受付終了

令和8年3月 31日（火） RFI 受付終了

6. その他前提条件

提案いただく福祉総合システムについては以下の条件を満たしてください。

- ・標準仕様書に定義されている実装必須機能が適合基準日までにすべて実装されていること。※一部機能の経過措置が認められているものは除く。
- ・原則、ガバメントクラウド上で稼働すること。
- ・データ要件・連携要件標準仕様書の要件を満たすこと。
- ・遅くとも令和10年度末までに稼働できること。
- ・システム間連携に向け、住民記録等システムの構築ベンダーとなる「株式会社 SBS 情報システム」と協議可能なこと。また、データ要件・連携要件標準仕様書の準拠すべき版については、「株式会社 SBS 情報システム」が対応する版にあわせることが可能なこと。

・ガバメントクラウド上のネットワークの設定については、本市のネットワーク運用管理補助者となる「株式会社 SBS 情報システム」と協議が可能なこと。

・住登外宛名番号管理については、下記の運用が可能なこと。

(地方税(共通)機能別連携仕様 016o008「住登外者宛名基本情報」各論第4.0版)

(1) 住登外宛名は、住民記録・税システムの住登外宛名管理システムを正とする。

(2) 住民記録・税システムは、福祉標準準拠システムへ住登外宛名データを連携する。

(3) 福祉標準準拠システムは、住登外宛名データを受信し、当該宛名番号をキーとして登録すること。

(4) 新規に住登外宛名を採番・生成する場合は、住民記録・税システムの住登外宛名管理システムで採番・生成することとし、福祉標準準拠システム側で住登外宛名を採番・生成しないこと。

7. 質問方法・期限について

7.1. 質問方法

「様式1 袋井市福祉総合システム標準化・共通化に係る情報提供依頼(RFI)質問票」に記載し担当部署までE-mailでお問い合わせください。

件名は【システム標準化】RFIに関する質問-貴社名」としてください。

このほかの手段(電話や応談、郵送など)は、ご相談ください。

7.2. 質問の受付期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月23日(月)午後5時まで

7.3. 回答方法

質問者に随時回答します。ただし質問内容によっては、回答できかねる場合がありますので、その際はご了承ください。

8. 資料の提出について

8.1. 提出資料

- ・様式2 袋井市福祉総合システム標準化・共通化に係る情報提供依頼(RFI)照会事項回答票
- ・参考資料

8.2. 形式

- ・様式2…エクセルファイル形式
- ・参考資料…PDF形式

8.3. 情報提供の受付期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月31日(火)午後5時まで

8.4. 提出先・提出方法

担当部署まで E-mail により提出してください。

9. その他

- ・本 RFI は将来の調達・契約を保証するものではありません。
- ・情報提供に係る一切の費用は、提供者側の負担でお願いします。
- ・情報提供頂いた内容は本目的でのみ使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。
- ・情報提供頂いた内容に関して、後日問い合わせする場合があります。
- ・情報提供頂いた資料に関して返却いたしません。

10. 担当部署（問い合わせ先）

袋井市企画部デジタル政策課情報システム係

担当:井筒・平山

E-mail:jouhou【at】city.fukuroi.shizuoka.jp

↑送信時@に変更してください。